



その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

北海道医療計画 [地域推進方針] 作成マニュアル

保健福祉部地域医療推進局地域医療課
令和5年(2023年)○月

1 マニュアル作成の趣旨

- 第二次医療圏単位で北海道医療計画〔地域推進方針〕を作成するに当たり、各保健所における作成手順等を示すとともに、保健医療福祉圏域連携推進会議における検討に資するために作成するものです。

2 地域推進方針作成に係る経緯・趣旨等

- 平成 20 年 3 月及び平成 30 年 3 月に策定した北海道医療計画（以下「道計画」という。）においては、道計画の中核をなす疾病・事業それぞれの医療連携体制の構築とそれぞれの推進について、地域単位で保健所が市町村、医療機関、関係団体、道民等とともに取り組むことが重要であることから、道計画の策定に合わせ、第二次医療圏の中心となる保健所において、地域の実情に応じた医療連携体制を構築し、円滑に推進するための方針として、圏域ごとに地域推進方針を作成いただいているところ。
- 現行の地域推進方針の期間は、道計画と同様としていることから、令和 6 年度を始期とする新たな道計画の策定を合わせ、第二次医療圏ごとに設置している保健医療福祉圏域連携推進会議等において、現行の地域推進方針における目標の達成状況や施策の進捗状況の評価などを行っていただき、5 疾病・6 事業及び在宅医療それぞれに係る医療連携体制を構築し、円滑な推進を図るため、第二次医療圏ごとに新たな地域推進方針を作成していくだく。
- なお、策定年度が異なることにより別冊としていた外来医療計画を道計画と一体化することを踏まえ、外来医療に関する対応方針等については、地域推進方針にて対応することとした。
- 本庁においてマニュアルを作成し、保健所においては本マニュアルを参考にしながら、地域推進方針を作成するものです。

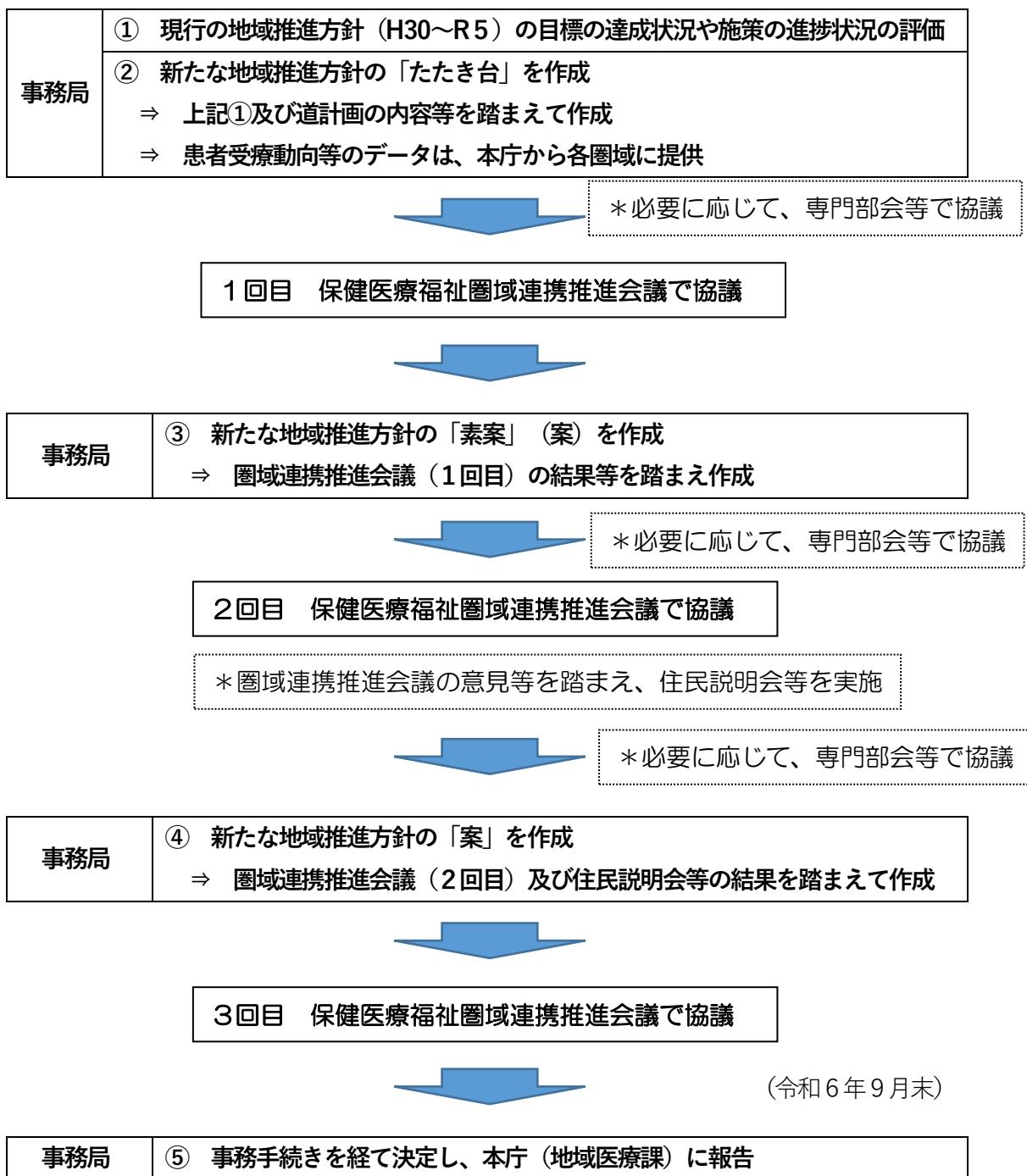
3 地域推進方針の作成時期等

第二次医療圏の中心となる保健所において、保健医療福祉圏域連携推進会議の検討を経て作成し、令和 6 年 9 月 30 日（月）までに地域医療課に報告願います。

なお、作成された 21 圏域の地域推進方針については、北海道総合保健医療協議会に報告した後に、道のホームページ上で公表する予定です。

4 地域推進方針の検討・作成の手順（参考）

- 地域推進方針の手順（参考）を記載するので、各圏域の実情に応じて進めること。
ただし、外来医療については、地域医療構想調整会議において協議を行うものとします。



5 地域推進方針の記載項目

第1 基本的事項

1 作成の趣旨

- 地域推進方針作成の趣旨を記載する。

<記載例>

- 平成 20 年 3 月及び平成 30 年 3 月に策定した北海道医療計画（以下「道計画」という。）においては、計画の中核をなす疾病・事業それぞれの医療連携体制の構築とその推進については、地域単位で保健所が市町村、医療機関、関係団体、道民等とともに取り組む必要があることから、道計画の策定に合わせ、第二次医療圏の中心となる保健所において、地域の実情に応じた医療連携体制を構築し、円滑に推進するための方針として、圏域ごとに地域推進方針を作成し、道計画を 25 年 3 月、令和 3 年 3 月に一部改訂したことにより、地域推進方針についてもそれぞれ 25 年度及び令和 3 年度に見直しを行っています。
- 現行の地域推進方針の期間は、道計画と同様、6 年間としていることから、令和 6 年度を始期とする新たな道計画の策定と合わせ、第二次医療圏ごとに設置している保健医療福祉圏域連携推進会議において、現行の地域推進方針における目標の達成状況や施策の進捗状況の評価などを行い、5 疾病・6 事業及び在宅医療それに係る医療連携体制を構築し、円滑な推進を図るために、■■圏域における地域推進方針を作成することとしました。
なお、これまで別冊としていた外来医療計画に係る外来医療機能及び対応方針についても地域推進方針において作成することとしました。

2 地域推進方針の名称

[記載内容]

- 第二次医療圏の名称を冠し、「北海道医療計画 [■■地域推進方針] 」とします。

3 地域推進方針の期間

[記載内容]

- 道計画の期間に合わせ、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とします。
ただし、道計画は、在宅医療その他必要な事項については、3 年ごとに調査、分析及び評価などを行い、必要がある場合は計画を変更するものとしていますので、地域推進方針についても同様の取扱いとします。

4 地域の現況

[記載内容]

- ・地勢と交通　・人口推移　・住民の健康状態　・患者の受療動向等
- ・医療提供施設の状況　・医療従事者の年次推移
- 道計画を参考に、地域における医療資源の概況等について記載する。特に、地域における医療資源の概況を記載すること。

第2 5疾病・6事業及び在宅医療それに係る医療連携の推進

- 5疾病・6事業及び在宅医療それに係る医療連携体制を構築し、円滑な推進を図るために方策等について記載すること。

【医療連携体制（協議の場）】

<道計画素案新旧>医療連携体制（協議の場）P41

医療連携体制の構築に当たっては、第二次医療圏を医療提供体制の確保に向けた基礎的な単位としつつも、各圏域の実態に即した対応が行えるよう、疾病ごとの受療動向等を踏まえ、各疾病・事業ごとに医療連携体制の構築について検討を進めるとともに、必要に応じて第二次医療圏を越えた広域的な連携に向けて協議を進めることとします。

<道計画素案新旧>P59、65、72（脳卒中、心筋梗塞、糖尿病）

現状において急性期医療が完結しない医療圏においては、近隣圏域の医療機関との連携や、保健医療福祉圏域連携推進会議等を活用し病病連携・病診連携のさらなる推進を図るなど、必要な医療連携体制の確保に努めます。

➤ 記載のポイント

- 「広域的な協議」については、これまで病院間、病院・診療所間での患者情報の共有等が個々に行われているが、医療計画を更に推進するという考え方の下、保健医療福祉圏域連携推進会議（専門部会等を含む）や既存の会議体を活用して、例えば定期的に保健所からデータの提供を行い、情報の共有や意見交換等を行っていただき、病病連携・病診連携の更なる推進を図っていくという趣旨。

※ 構想区域や二次医療圏の見直しについては、今後、地域の意見を伺う場を設けることを検討しているところです。

【地域連携クリティカルパス】

- 医療連携を推進するツールである地域連携クリティカルパスについては、新たな

道計画においても、「脳卒中」「心筋梗塞等の心血管疾患」「糖尿病」の3疾病において、導入圏域数を指標に設定している。

地域連携クリティカルパスは、第二次医療圏ごとの導入を基本としていることから、保健所は、圏域内における導入に係る調整を引き続き行うとともに、地域推進方針においてもその旨を記載すること。

【保健所が実施主体の事業】

- 医療連携体制推進事業などを活用し、医療連携体制の推進に資する各保健所における個別事業について記載すること。

【5疾病・6事業及び在宅医療に係る記載】

- 道計画をベースに記載することとするが、個別の疾病等に係る留意事項などについて、必要に応じて本庁所管課から別途依頼する。

1 がんの医療連携体制

- (1) 現状
- (2) 課題
- (3) 必要な医療機能
- (4) 数値目標等
- (5) 数値目標等を達成するために必要な施策
- (6) 医療機関等の具体的名称
- (7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- (8) 薬局の役割
- (9) 訪問看護事業所の役割

2 脳卒中の医療連携体制

- (1)～(9) 略

3 心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制

- (1)～(9) 略

4 糖尿病の医療連携体制

- (1)～(9) 略

5 精神疾患の医療連携体制

(1) ~ (9) 略

6 救急医療体制

(1) ~ (9) 略

7 災害医療体制

(1) ~ (9) 略

8 新興感染症発生・まん延時における医療体制

(1) ~ (9) 略

9 へき地医療体制

(1) ~ (9) 略

10 周産期医療体制

(1) ~ (9) 略

11 小児医療体制（小児救急医療を含む）

(1) ~ (9) 略

12 在宅医療の提供体制

(1) ~ (9) 略

第3 必要な外来医療機能及び対応方針

1 地域の外来医療の状況

(1) 医療施設数及び従事医師数

	医療施設数（箇所数）	従事医師数（人）
一般診療所		
病院		

(2) 外来診療施設数及び患者数

	外来施設数 (月平均数)	通院外来施設数 (月平均数)	外来患者延数 (回/月)	通院外来患者延数 (回/月)
一般診療所				
病院				

(3) 時間外外来施設数及び患者数

	時間外等外来施設数 (月平均数)	時間外等外来患者延数 (回／月)
一般診療所		
病院		

(4) 往診実施施設数及び在宅患者数

	往診実施施設数 (月平均数)	往診患者延数 (回／月)	在宅患者訪問診療実 施施設数(月平均数)	在宅患者訪問診 療患者延数(回／ 月)
一般診療所				
病院				

(5) 医療機器の配置・保有・活用状況

		C T	M R I	P E T	マンモグ ラフィ	放射線治療 (体外照 射)
医療機器台 数	診療所					
	病院					
調整人口当たり台数						
人口 10 万人対台数						
年間稼働率 (件数/1 台)	診療所					
	病院					

2 地域で不足する医療機能の現状・課題

(1) 初期救急医療に関する外来医療の現状・課題

(現状)

(課題)

(1)～(3)のうち該当する項目（地域で不足する医療機能）のみを記載

(2) 在宅医療の提供状況・課題

(現状)

(課題)

(3) その他

- 上記(1)、(2)以外の事項について、必要に応じて各圏域において記載

例) 産業医・学校医・予防接種等の公衆衛生に係る医療の提供状況・課題

(現状)

(課題)

3 地域で不足する医療機能に対する今後の取組の方向性等（地域の方針）

- 初期救急の確保に向けて・・・
- 在宅医療の確保に向けて・・・
- 公衆衛生に係る医療の確保に向けて・・・

「2 地域で不足する医療機能の現状・課題」に記載した事項について記載

► 記載のポイント

<外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン>

二次医療圏単位における外来医療機能について、全ての区域においてどのような機能が不足しているのか可能な限り分析を行い、その分析結果についても外来医療計画において明示することとする。さらに、地域に不足する医療機能について具体的な目標を定め、達成に向けた取組の進捗評価に努めることとする。

- 国のガイドラインを受け、地域に不足する医療機能について参考指標を設定し、その進捗状況を把握していただきたい。
- なお、分析については、医療計画（素案）への記載事項をはじめ、当課から提供している各種データを参考にしていただくとともに、保健所にて独自に調査を実施し、圏域の状況を把握しているケースもある。
- 救急医療や在宅医療における指標を参考とした設定や再掲による対応も可。

(参考指標の例)

区分	参考指標	現状	目標	考え方	備考
初期救急医療の確保	初期救急医療の確保市町村(%)	100	100	現状維持	医療機関・消防機関・医師会など関係団体との情報共有
在宅医療の確保	多職種協働による在宅チーム医療の研修	年2回	年2回	現状維持	

4 医療機器の共同利用方針

- 人口減少が進むなか、圏域内において効率的な医療提供体制を構築するため、医療機器についても、圏域内の配置状況、利用状況も勘案の上、可能な限り共同利用を進めることとする。
- 高額医療機器の購入に当たっては、あらかじめ地域医療構想調整会議において情報共有を図るとともに機器の共同利用を推進し、圏域内での効率的な医療機器の整備・活用に努める。

5 紹介受診重点医療機関の名称

新規

既に各圏域において協議されている紹介受診重点医療機関の名称を記載。

公表ページ：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/156278.html>

第4 その他地域の実情に応じて記載すべき事項

- 道計画の記載事項の中で、圏域の実情に応じて地域推進方針に記載すべきと考えられる事項がある場合、各保健所や圏域連携推進会議において、項目、内容等を検討の上、記載すること。

(道計画の記載事項)

- ・ 第4章 地域保健医療対策
- ・ 第5章 医療の安全確保と医療サービスの向上
- ・ 第6・7章 医師の確保、医療従事者の確保

第5 地域推進方針の進行管理

- 地域推進方針において、保健医療福祉圏域連携推進会議を活用し、定期的に進行管理（評価等を含む）を行う旨を記載すること。

第6 資料編

- 圏域内の医療資源の状況を把握する上で必要な資料等を掲載すること。

6 地域推進方針の作成・推進に当たって留意すべき事項

- 第二次医療圏内に複数の保健所（政令市保健所を含む）が所在する医療圏においては、これまでと同様に中心的保健所が保健医療福祉圏域連携推進会議の事務局を担い、地域推進方針の作成や進捗状況の把握・評価等の事務を行うこと。ただし、圏域内のその他保健所については、中心的保健所からの依頼に基づき、所管する市町村及び医療機関への調査等を実施するなど、必要な協力・支援を行っていただきたい。
- 地域推進方針に基づく施策の推進等については、本庁担当課と連携しながら取組を進めていただきたい。
- 地域推進方針の進捗状況を圏域連携推進会議において毎年評価し、翌年度の5月31日までに進捗状況を取りまとめ、本庁へ報告願います。次期医療計画に基づく報告様式は別途提示。
- 道計画（地域推進方針）に名称を記載する医療機関について、別途示す公表基準に基づき、新たに該当することとなる場合や基準を満たさなくなる場合には、速やかに本庁所管課へ報告願います。
- 第二次医療圏を越えた広域的な連携や隣接する他圏域の一部市町村を加えた形での協議については、関係保健所間の連携を密にし、柔軟に対応すること。
- 各区域の地域医療構想については、「別冊」扱いとしつつ、趣旨等については引き続き地域推進方針の中に必要な文言を記載すること。